

平成29年 第7回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成29年7月10日(月)午後1:30~2:10

2. 場 所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	工藤 昭治
委員	2	谷地村久人
〃	3	佐藤久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
〃	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭
〃	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (1人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第7号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第16号 農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認について

(平成 29 年第 7 回 7 月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、5 番 小坂 敏君にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は 9 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 7 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	異議なし
議長	それでは議事録署名委員には、6 番 長井 進君並びに 9 番 佐藤光男君を、指名いたします。
議長	次に、日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に日程第 3 報告第 7 号 「農地賃貸借の解約に係る合意書の受理について」を、事務局から報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	3 ページをお開き下さい。 日程第 3 報告第 7 号 農地使用貸借合意解約書の受理について説明いたします。 このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を受理したので報告いたします。 4 ページをお開き下さい。賃貸人、借借人は使用貸借合意解約書写しのとおりです。 解約に係る理由は、貸人が農業者年金を引き続き受給するため、現借り人と解約を行うものです。 以上で報告を終わります。
議長	次に日程第 4 議案第 15 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 受付番号第 14 号について審議いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	5 ページをお開き下さい。 日程第 4 議案第 15 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可

	<p>について説明いたします。</p> <p>農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、賃貸借が1件、使用貸借が2件、併せて3件の申請であります。</p> <p>6ページをお開き下さい。</p> <p>議案第15号、受付番号14号の申請は譲受人が農業次世代人材投資事業、旧青年就農給付金事業の受給資格の継続のため親子間の使用貸借権の申請であり、設定期間は5年間です。</p> <p>6ページ 議案書の写し、7ページに農地法3条1項の調査書、8ページに許可申請書の写し、9ページに使用貸借契約書の写し、10～12ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また7ページ農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第14号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番、谷地村委員から報告を求めます。</p>
谷地村 委員	<p>議案第15号 受付番号14号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号14号の申請地の地目は畑であり、使用貸借後も畑としてとして利用するということでもあります。</p> <p>借り受け人はニンニクを作付しており、事業規模拡大および青年就農給付金受給のため申請したものであります。</p> <p>また、利用状況や経営面積からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き日程第4 議案第15号 「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>受付番号第15号について審議に付します。</p>

	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>13 ページをお開き下さい。</p> <p>それでは受付番号第 15 号について説明いたします</p> <p>議案第 15 号、受付番号第 15 号の申請は譲受人が、事業規模の拡大及び経営の安定のため賃貸借権の設定であり、設定期間は 5 年間です。</p> <p>13 ページに議案書の写し、14 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、15 ページに許可申請書の写し、16 ページに農地等賃貸借契約書の写し、17 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、14 ページの農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第 15 号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を 2 番、谷地村委員から報告を求めます。
谷地村委員	<p>議案第 15 号 受付番号 15 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号 15 号の申請地の地目は畑であり、使用貸借後も畑としてとして利用するということでもあります。</p> <p>借り受け人は葉タバコを作付しており、事業規模拡大のため申請したものであります。</p> <p>また、利用状況や経営面積、農作業の常時従事等、特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>引き続き日程第 4 議案第 15 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>受付番号第 16 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>18 ページをお開き下さい。</p> <p>それでは受付番号第 16 号について説明いたします</p>

	<p>議案第15号、受付番号第16号の申請は譲渡人が、農業者年金を引き続き受給するため、親子間の使用貸借権の設定であり、設定期間は10年間です。</p> <p>18ページに議案書の写し、19ページに農地法3条1項の調査書、20から21ページに許可申請書の写し、22ページに農地等賃貸借契約書の写し、23から24ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また19ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。なお、この申請については、農業者年金を引き続き受給するためのものであり、利用状況調査については割愛させていただきました。</p> <p>以上受付番号第16号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第15号受付番号第14号から第16号まで、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第15号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次の議案第16号については、私が利害関係人となっている事案がありますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室いたします。</p> <p>代わりに5番、小坂会長職務代理が議事を進行いたします。</p>
議長	<p>暫時の間、議長を務めます。</p> <p>日程第5 議案第16号 「農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>受付番号第3号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>26ページをお開き下さい。</p> <p>日程第5 議案第16号 農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計</p>

	<p>画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>今回の承認案件は2件あります。整理番号29の3号について説明いたします。</p> <p>平成29年6月1日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、27ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権及び使用貸借の設定であります。28ページは、新郷村長からの協議文書、29から33ページまでは利用集積計画書の写しと位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号29の3号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番、高見委員から報告を求めます。</p>
高見委員	<p>議案第16号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第16号の申請地、整理番号29の3号の地目は畑であります。</p> <p>申請地は、貸人が労働力不足により農業ができなくなったため、貸し付けをするものです。</p> <p>また、借り受け後も農地中間管理機構から借り受け人に畑で借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われま</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思いま</p> <p>す。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませ</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>引き続き日程第5 議案第16号 「農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>受付番号第4号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>34ページをお開き下さい。</p> <p>つづいて、整理番号29の4号について説明いたします。</p> <p>平成29年6月12日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、34ページの議案書記載のとおりであります。</p>

	<p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権及び使用貸借の設定であります。35ページは、新郷村長からの協議文書、36から41ページまでは利用集積計画書の写しと位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号29の4号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番、高見委員から報告を求めます。</p>
高見委員	<p>議案第16号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第16号の申請地、整理番号29の4号の地目は畑であります。</p> <p>申請地は、貸人の労働力不足および高齢により、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後も農地中間管理機構から借り受け人に畑で借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明および現地調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第16号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第16号は原案のとおり承認しました。</p> <p>以上をもって、議案第16号の審議は終わりました。議長を交代します。会長を入室させてください。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成29年 第7回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

議 長

署名者

署名者